

死亡災害増加中

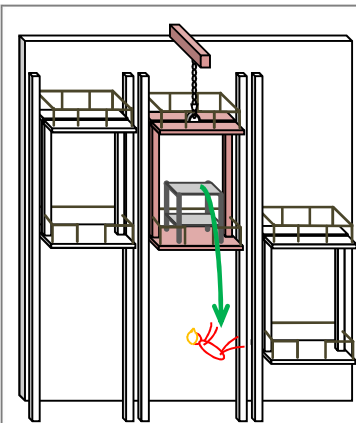
中央労働基準監督署
緊急災害防止要請

東京労働局管内で発生した死亡労働災害については、平成 28 年は前年に比べ大幅に減少しましたが、本年は前年同期と比較して増加となっています。

当署管内では 5 名の方が亡くなり（前年同期 2 人）、このすべてが建設業での災害となっております。墜落防止の手すりの設置が無く、安全帯の使用もなかったため高所から墜落したもの、定められた作業手順どおり作業を行っていないもの、そもそも作業計画がないものといった災害です。

これらの災害は「基本的なルールを守っていなかったもの」や、「安全性の検討を十分に行わずに作業を行った結果発生したもの」であり、現場全体の「安全に対する意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところです。

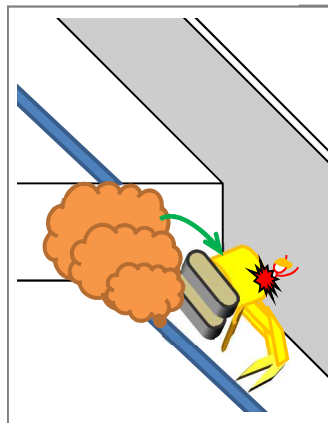
つきましては、建設現場における労働災害防止対策を推進する上で特に留意すべき事項を裏面のとおり取りまとめましたので、「墜落・転落」災害をはじめとする労働災害の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。



建設業・設備機械工
平成 29 年 7 月
P M 4 : 30 発生
40 歳代 男性

エレベーター改修工事に係る既存エレベーター撤去作業中において、エレベーター搬器を固定した 16 階付

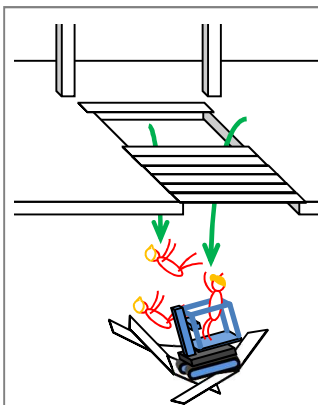
近で、搬器の床上に設置した枠組足場 1 層の作業床上に乗り作業をしていた被災者が、当該箇所に手すりが設けられていなかったことから、約 78m 下の昇降路ピットまで墜落し、死亡したものの。



建設業・機械運転者
平成 29 年 7 月
P M 1 : 15 発生
50 歳代 男性

河川等の維持工事（管理用通路及び河川流路内の除草、枯損木伐採、倒木処理）において、流路内で除草

等した草木等を搬出するため、車両系建設機械（つかみ機）を用いて搬出中、流路の段差 2.5 m を当該草木等を用いて斜路を形成し下降していたところ、斜路が崩壊して、運転していた建設機械とともに転落し、流路内の側壁と建機との間にはさまれ死亡したものの。

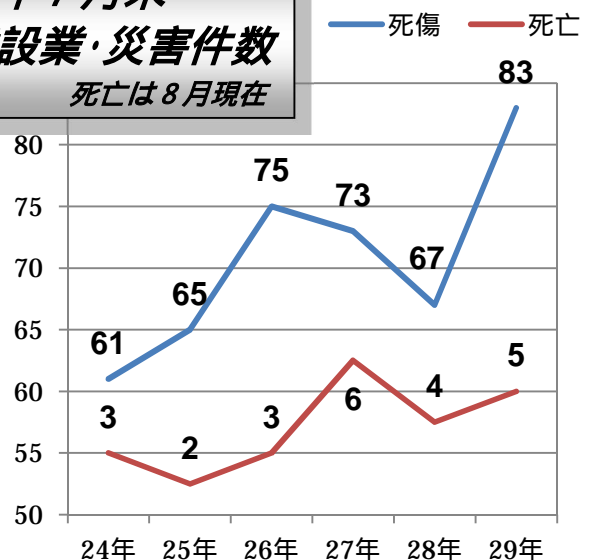


建設業・内装工鉄骨工
平成 29 年 8 月
P M 4 : 20 発生
40、50 歳代 男性 3 名

高所作業車に搭乗した内装工が、5 階のデッキプレートで覆ったエレベーターシャフト付近にて作業中、高所

作業車がデッキプレート上に載り上げたとき、デッキプレートが重みに耐えられず、デッキプレートと共に約 36 m 下の地下 3 階に墜落し死亡したもの。同じデッキプレート上にいた、同僚の内装工と他の請負人の鉄骨工も地下 3 階まで墜落し死亡した。

各年 7 月末 建設業・災害件数 死亡は 8 月現在



建設業における死亡労働災害防止対策の徹底について(緊急要請)

1 基本的対策

(1) 統括管理の徹底、現場力の弱体化防止

建設現場は、複数の事業者が混在して各種の作業を行うことを常態としているため、現場巡視をはじめ、労働安全衛生法第30条第1項(右記囲み参照)に掲げる措置の徹底を図ること。

また、日々の現場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つける能力(危険感受性)を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。

(2) 各段階に応じた安全衛生教育の徹底

作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。

また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」へは“建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる”ための教育を実施すること。

(3) 工事の計画段階における安全衛生の確保

リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクを除去・低減すること。

(4) 適切な作業方法に基づく作業の実施

上記(3)において検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

(5) 安全意識の高揚と関係者によるコミュニケーションの強化

職長会の活性化、現場単位の安全大会の開催、地域と連携した取組等の促進を通じ、元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。

2 墜落・転落災害防止対策

(1) 高所作業自体を除去・低減するための計画的取組の推進

死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、上記1(3)のリスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

(2) 「墜落・転落」を防止するための設備的対策の徹底

墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

(3) 個人用保護具の適切な使用

設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、「安全带」等の個人用保護具の使用を徹底すること。また、屋根上での作業や足場の組立・解体作業等の墜落によるリスクが高い作業においては、「ハーネス型安全带」を積極的に採用すること。

(4) 不安全行動の排除

適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

労働安全衛生法第30条第1項
(元方事業場が講ずべき措置)

1. 協力会社との協議組織の設置運営
2. 協力会社との作業間の連絡及び調整
3. 作業現場の巡視
4. 協力会社が行う安全衛生教育の指導援助
5. 主要機械・設備・仮設建築物の配置計画等
6. クレーン等の運転合図の統一等